

# 北海道フェアinホーチミン市2019開催要領

※朱書きは10月10日加筆

## 1 目的

年6%と急速に経済成長を続け、日本製品に安全・良質等高い関心を有するベトナムにおいて、北海道産食品等のフェア及び商談会を行い、合わせて本道の豊かな自然や四季の変化、その中で育まれる高品質な農水産物、食の安全・安心等をPRすることで、北海道ブランドを確立し、今後の販路開拓に繋げる。

## 2 開催内容

### (1) 全体概要

販売会：北海道フェアinホーチミン市

2019年1月17日（木）～2月下旬

商談会：北海道産品商談会 in ホーチミン市

2019年1月18日（金）午後

対象者：道内中小企業者

対象商品：道産食品及び化粧品

※化粧品の販売は、既に現地で販売許可を受けている商品が対象となります。

主催：北海道商工会議所連合会、札幌商工会議所

※商談会については、北海道・札幌市海外拠点連携協議会からの委託事業（ASEANマーケット開拓プロジェクト：ベトナム）。

### (2) 販売会概要

会場：ホーチミン高島屋 1 階及び地下2階

概要：日系百貨店・高島屋 1 階コスメティックコーナーでの化粧品販売及び地下 2 階催事場の食品販売（常温及び冷凍）

募集商品数：1 社3商品程度

常温品又は冷凍品で賞味期限が長いもの（理想は6ヶ月以上）

出展者の渡航：必須ではありませんが、可能な限りご参加いただき、急速に経済発展する現地の熱気を肌で感じてください。また、販売員に商品のセールスポイントなどを直接教えていただくと販売促進につながります。

出展料：①昨年の本フェア販売商品～無料

②新たにベトナム向けに輸出する商品～1商品5万円程度（通常8万円程度）に収まるよう配慮します。

※新規輸出費用8万円前後（サンプル品発送1万円、現地販売許可手続き3万円、成分分析2万円、翻訳1万円、輸出証明書等手続1万円）

※化粧品については、既に現地において販売許可を受けている商品のみが対象となります。

販売方法：現地販売員による試食等を交えた対面販売となります。また、試食提供については、販売及び調理スペースが限られることから、別途調整させていただきます。

販売価格：日本の小売価格の2倍を目安に出展者が決定。なお、買い求めやすい価格帯（内容量が少なくても安価なもの）をご検討下さい。

売上金の帰属：高島屋の手数料として売上の20%（化粧品は26%、ともにクレジットカ

ード使用の場合は 1.5%を加算) を控除したのち、日本から輸出する商品については、輸送費、関税等の諸経費を差し引いた残額をご指定の口座に入金します。

なお、売上金が諸経費を下回った場合は差額をご請求する場合があります(諸経費については、商品輸出量により変動しますので、事前に概算額を提示します)。

売れ残り商品：日本への返送は行いません。また、来場者アンケート調査や現地バイヤーへのサンプルとして活用します。

### (3) 商談会概要

会場：GEMセンター又はホテルのホール

来場バイヤー等：150社程度(昨年実績：154社213名)

形式：出展者のブースにバイヤーが訪問

参加費：無料

商品サンプル等：出展者にてご用意ください。なお、郵送する場合は受け取り方法等についてご相談ください。

調理器具：共用の器具は当方でご用意します。詳細は別途ご相談ください。

その他：海外での商談においては、その場での契約締結までを想定して臨む必要があります。そのため、事前に輸出商社とご相談の上、参加されることをお勧めします。

また、希望により個別相談会において輸出商社をご紹介いたします。

## 3 申込

### (1) 申込書類

- ・申込書
- ・商品規格書(商談会のみ出展商品及び昨年の本フェア販売商品を除く)

### (2) 申込期限

2018年10月18日(木)必着

※ただし、販売会において新たな輸出商品がある場合は10月5日(金)必着

### (3) 申込先

北海道商工会議所連合会 七社

TEL:011-241-6308 FAX:011-231-0726

E-Mail:gyoumu@hokkaido.cci.or.jp

### (4) 現地販売許可手続き(商談会のみ出展商品及び昨年の本フェア販売商品を除く)

ベトナムで商品を販売するためには、ベトナム政府の許可が必要になります。まずは提出いただいた申込書類等を確認し、輸出の可否についてご連絡します。輸出可能な場合は、1商品につき、7点以上かつ1.2kg or 1.2L以上を当方指定住所(道内)に送っていただきます。

※現地からの要請により追加の書類提出が想定されますので、速やかな対応をお願いします。

※手続きは煩雑ですが、他社に先駆けてのノウハウ蓄積は、今後のアドバンテージとなります。

※食肉及び魚介類は、日本国内の最終加工施設についてベトナム政府の登録が必要であり、未登録の場合、フェア出展は時間的に難しい状況です(商談会は可能)。

※現時点で本道から輸出可能な農産物は精米のみですが、農産加工品はこの限りではありませんので、積極的な申込をお願いします。

#### 4 その他

##### (1) 個別相談会の開催（参加任意）

11月に個別相談会を開催予定（販売方法、輸出相談、現地情報等）。

##### (2) 商品規格書の提出（販売会のみ）

申込書受領後、様式をお送りしますので、入力の上、速やかにご提出ください。

##### (3) 渡航について

原則、各自手配いただきますが、旅行会社から北海道フェアに合わせた旅行プランの提案も予定しています。

#### <出展者において必要となる輸出手続等の流れ（商談会のみの出展商品は不要）>

